

議案第 87 号

宇部・山陽小野田消防組合の設置について

宇部市及び山陽小野田市は、消防に関する事務を共同処理するため、地方自治法第 284 条第 2 項の規定により、別紙のとおり規約を定め、宇部・山陽小野田消防組合を設けることについて、同法第 290 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 23 年 8 月 30 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

**この議案は平成 23 年 9 月 30 日の市議会において  
可決したことを証明する。**

平成 23 年 9 月 30 日

山陽小野田市議会議長 大 空 軍 治

